

福井県建設工事等競争入札参加者資格審査事務処理要領第10条第2項に規定する格付けの変更について必要な事項を次のとおり定める。

業種	格付けの種類	格付け要件	格付け変更の方法
土木一式工事	A	特定建設業許可を有すること。	特定建設業許可を有さなくなった旨の届出があった日にB等級に格付けを行う。
		経営事項通知書に記載された1級技術者数が5以上であること。	定期申請年度の翌年度の10月1日を審査基準日として、同日前1年以内に終了する事業年度を審査基準日とする経営事項審査の結果が、左欄に規定する要件を満たしていない場合に、同日を含む年度の翌年度の5月1日に当該等級の1等級下位に格付けを行うものとする ^{※1,2} 。
	B	経営事項通知書に記載された技術者数が3以上（うち1級技術者数が1以上）であること。	
	C	経営事項通知書に記載された技術者数が2以上であること。	
建築一式工事	A	特定建設業許可を有すること。	特定建設業許可を有さなくなった旨の届出があった日にB等級に格付けを行う。
		経営事項通知書に記載された1級技術者数が3以上であること。	定期申請年度の翌年度の10月1日を審査基準日として、同日前1年以内に終了する事業年度を審査基準日とする経営事項審査の結果が、左欄に規定する要件を満たしていない場合に、同日を含む年度の翌年度の5月1日に当該等級の1等級下位に格付けを行うものとする ^{※1,2} 。
	B	経営事項通知書に記載された技術者数が2以上（うち1級技術者数が1以上）であること。	
	C	経営事項通知書に記載された技術者数が2以上であること。	
管工事	A	特定建設業許可を有すること。	特定建設業許可を有さなくなった旨の届出があった日にB等級に格付けを行う。
鋼構造物工事	A	特定建設業許可を有すること。	
舗装工事	A	特定建設業許可を有すること。	
		要領第9条第1項第3号オ（ウ）に掲げる建設機械の全てを所有していること。	左欄に規定する建設機械を有さなくなった旨の届出があった日にB等級に格付けを行う。

※1 格付け要件を満たしたことを理由とする上位等級への格付け変更は行わない。

2 格付け変更は、技術者数が格付け要件を満たさないことのみをもって行う（総合点数の再算定は行わない。）。